

まん延防止等重点措置に係る 静岡県の対応方針

令和4年1月26日

(令和4年3月4日変更)

1 まん延防止等重点措置の期間及び措置区域

青字：3月4日変更

(1) 期間

令和4年1月27日(木)～3月21日(月)

(2) 措置区域

県内全域

(3) ワクチン・検査パッケージ、全員検査による制限緩和

(イベントの人数制限、移動、飲食店の人数制限)

適用しない

2 県民への要請

○ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛

- ・外出する場合には、**大人数での行動は回避し、高齢者や基礎疾患のある人は、慎重な行動に努める**

○ 県境をまたぐ不要不急の外出自粛

- ・移動する場合には、**移動先では混雑した場所や感染リスクの高い場所へは訪問しない**

○ 3密（「密閉」「密集」「密接」）はもちろん、「1密」であっても回避

- ・特に、**室内での換気**を徹底

○ 家庭における換気、手指消毒など、感染防止対策の一層の徹底

- ・特に、高齢者や基礎疾患をお持ちの方など、**重症化リスクが高い方がいる家庭**では、体調が悪い方がいる場合等は、家庭内においても可能な範囲で**不織布マスクを着用し、食事は別室で取る**
- ・少しでも**体調に変化がある場合は、出勤や登校を控え、かかりつけ医等を受診**

○ 歌唱やカラオケを利用する際の注意

- ・**不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保**

○ 飲食の際の注意

- ・なるべく、**家族や日頃行動を共にする少人数に限り、同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内**、食事の際は**黙食、会話時は必ず不織布マスクを着用し、短時間とする**
- ・**大人数での飲食機会はできるだけ避け、参加する場合も、人との距離を確保するなど基本的な感染対策を**

○ 飲食店等での対策

- ・**感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛**、飲食店に**営業時間短縮を要請した時間以降に、飲食店にみだりに出入りしない**

3 飲食店への要請

○ 営業時間の短縮要請（特措法第31条の6第1項） （注）要請・協力金の対象となるか、別に定める申請要項を必ずご確認ください。

【認証店】※ 以下の①と②のどちらかを選択		【非認証店】
①	営業時間：5時から20時までの間 酒類提供：終日停止 協力金：3万円～10万円/日	営業時間：5時から20時までの間 酒類提供：終日停止 協力金：3万円～10万円/日
②	営業時間：5時から21時までの間 酒類提供：可（5時から20時まで） 協力金：2.5万円～7.5万円/日	

※「ふじのくに安全・安心認証」か「はままつ安全・安心な飲食店認証」を取得した飲食店

○ 利用者の人数制限（特措法第24条第9項）

・ **同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内**

※措置期間において予約済みの**結婚披露宴**は、参加者の調整が困難な場合は、座席間の距離の確保など感染対策を講じればこの限りでない

○ その他営業に当たっての要請（特措法第24条第9項・31条の6第1項）

- ・ **従業員に対する検査の勧奨** ・ **発熱など症状を呈している者の入場禁止** ・ **手指消毒設備の設置**
- ・ **食事中以外のマスクの着用等を利用者に周知** ・ **感染防止措置を徹底しないものの入場禁止**
- ・ **アクリル板等の設置や利用者の適切な距離の確保** ・ **換気** ・ **業種別ガイドラインの遵守**

4 集客施設への要請

○ 入場者の整理や手指消毒、マスクの着用等の要請

施設の種類の	内訳	対応
商業施設（飲食、医薬品、その他の生活必需品の売り場を除く）	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場者の整理等 ・発熱その他感染症の症状を呈している者の入場禁止 ・手指消毒設備の設置と手指消毒の徹底 ・入場者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しないものの入場禁止
遊戯施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設（生活必需サービスを除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	
集会・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設、遊戯施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	
博物館等	博物館、美術館等	

※上記施設のうち、1,000㎡を超える施設に対しては、特措法第31条の6第1項に基づく要請

// 1,000㎡以下の施設に対しては、特措法第24条第9項に基づく要請

5 イベント主催者等への要請

○ イベントの開催制限（特措法第24条第9項）

	大声なし		大声あり	
	人数制限	主催者の対応	人数制限	主催者の対応
5,000人超	収容定員まで可 (上限20,000人)	感染防止安全計画 の提出	収容定員の50%まで (上限5,000人)	チェックリスト の公表
5,000人以下	収容定員まで可	チェックリスト の公表		

(注1) 大声の定義は「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」とする。

(注2) 感染防止安全計画の提出に当たっては、「大声なし」であることを前提とする。

(注3) 開催制限は、1月27日以降に開催するイベントに適用する。ただし、1月28日までに販売済みのチケットはキャンセル不要と扱う。

○ 主催者における感染対策の要請

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 入場者等の不織布マスクの着用
- ・ 入場時の検温
- ・ 密の回避
- ・ 参加者名簿の作成
- ・ 事前予約の実施
- ・ 接触確認アプリ (COCOA) の活用
- ・ (飲食を伴う場合) 飲食専用エリアの設置及び飲食店に対する「その他営業に当たっての要請」に準じた対応

6 事業所、医療・福祉施設等への要請

○ 感染しにくい環境の確保

- ・業種別ガイドラインの遵守、換気、湿度・二酸化炭素濃度の管理など

○ 入室・入館者等への対応

- ・検温、不織布マスク着用、手指消毒などの徹底、利用者の名簿作成、接触確認アプリ（COCOA）の活用

○ 「5つの場面※」の回避

- ・特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）時の感染対策の徹底

※「飲酒を伴う会合」「大人数や長時間に及ぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」

○ 人と人が接触する機会の低減

- ・テレワーク、時差通勤、自転車通勤、できる限り大人数の会議は避ける

○ クラスターの発生抑制

- ・社員、職員の体調管理の徹底、体調不良者に対する休暇及び検査の推奨

○ オミクロン株の特徴を踏まえた感染対策の強化（令和4年2月18日追加）

- ・出勤者数の削減目標を定めた上でテレワークの実施
- ・保育所・幼稚園・こども園等において、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どものマスク着用
- ・高齢者施設におけるオンライン面会の実施検討、通所施設での動線の分離などの感染対策